

仕様書（提案公募時）

1 事業名称

鴻臚館復元整備 PR 業務委託

2 事業目的

本市では、都市福岡発展の出発点の一つである鴻臚館を往時の姿に復元することで、福岡が育んできた歴史や文化交流の長い歩みを体感できる場所を整備することとしており、さらに、福岡の歴史をつなぐこれからのシンボルとして、多くの来訪者がその扉を開いた北館東門を現代に復元整備し、観光・交流の重要な資源として活用することとしている。

本業務では、鴻臚北館東門の復元整備（令和 8 年 10 月完成予定）に向け、別途作成する動画コンテンツを用いて、テレビ CM を主たる媒体として幅広い年代への周知を行うとともに、その他媒体も活用し、鴻臚館の認知度向上及び復元整備への期待感の醸成を図るもの。

3 履行期間 契約締結の日から令和 8 年 12 月 25 日まで

4 履行場所 福岡市経済観光文化局観光コンベンション部地域観光推進課

5 業務内容

(1) テレビ CM 掲出

- ・テレビ CM 掲出量は 1,000PRP 以上とし、福岡民放全 5 局への掲出を必須とする。
- ・放送時期は、契約締結後から令和 8 年 10 月までの期間内において、復元整備お披露目の直前である 9 月から 10 月の放送を必須とし、その他の放送時期は PR 効果を踏まえて提案すること。

(2) その他媒体による広報

(3) 広報効果の調査

- ・広報の実施により得られた効果を定量的に調査すること。

(4) その他前各号に付帯する必要な業務

6 成果品

実施報告書 印刷物 1 部及び CD-R または DVD-R 1 枚

7 特記事項

- (1) 本委託で納品された成果品（以下「成果品」という。）に係る著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）は、福岡市に帰属するものとする。
- (2) 受注者は、本委託の遂行（成果品の作成を含む）にあたり、第三者の商標権、肖像権、著作権、その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の責任は、受注者が負うものとする。
- (3) 発注者は、成果品を福岡市や福岡市の関連団体等が実施する各種プロモーション活動等（テレビ放送を除く）において活用することとし、成果品の利用に際しては

以下のとおりとする。

- (ア) 発注者が成果品を利用する際、受注者の承諾は不要とする。
- (イ) 発注者が成果品を利用する際、著作者名を非表示とすることができる。
- (ウ) 発注者が「2 事業目的」のプロモーション活動のために成果品を改変するときは、受注者はその改変に同意する。
- (4) 業務の履行にあたっては、発注者との連絡調整を密にし、円滑な業務遂行に努めること。
- (5) 本書に定めのない事項または定める事項に疑義が生じた場合には発注者と受注者で協議の上、定めるものとする。